

## むつ市「使用済燃料税」の概要

税 目	使用済燃料税（法定外普通税）	徴 収 方 法	申告納付
課 税 客 体	中間貯蔵施設における使用済燃料の保管		
課 税 標 準	使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量		
納 税 義 務 者	使用済燃料貯蔵事業者 （特定納税義務者：リサイクル燃料貯蔵株式会社（RFS））		
税 率	1キログラムにつき620円		
収 入 見 込 額	（平年度）7,440千円		
課 税 を 行 う 期	条例の施行後5年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、条例の規定について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる		
そ の 他	<p>特定納税義務者（RFS）は、むつ市議会の意見聴取に対して、納税をはじめとする様々な社会制度の中での応分の負担を通じて、地元の事業者としての責務を果たしていくとしながらも、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親会社である東京電力及び日本原電からの使用済燃料の具体的な搬入計画が示されておらず、当社の収支計画が策定できていないため、新税が経営に与える影響が見極められない</li> <li>・ 県の動向（青森県においても同様に課税されるか）が見極められないこと</li> <li>・ 条例の施行により長期にわたり税負担する可能性が高いことから、慎重に議論を進めていく必要がある。</li> </ul> <p>などの意見を表明している。</p>		